

川崎市老人集会所補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 老人福祉施策の一環として、老人クラブ等の公共的団体が老人集会所（以下「集会所」という。）の設置及び運営を円滑に行うための経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、「川崎市老人集会所管理運営要綱」に定める事業とし、当該事業に対する経費のうち次に掲げる経費に対して交付するものとする。

(1) 設置費（初年度調弁費等）

(2) 運営費

(補助額)

第3条 集会所1ヵ所につき、次の金額を限度として補助する。

(1) 設置費 新たに設置される場合、1ヵ所 30,000円

(2) 運営費 1ヵ所につき、月額4,000円

(交付の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとするものは、老人集会所補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 予算書（第3号様式）

(補助金の交付等)

第5条 前条の申請があった場合、市長はその内容を審査し、適当と認めたものについて、補助金を交付する。

(交付の条件)

第6条 交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は、補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(変更承認)

第7条 前条の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合には、老人集会所事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）に変更の内容及び理由又は、中止・廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 実績報告は、老人集会所事業報告（第5号様式）に老人集会所決算書（第6号様式）を添えて、当該年度終了の日から30日以内に行わなければならない。

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿

を備え、かつ当該収入及び支出について、その証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項の規定する帳簿及び証拠書類は、当該年度から5年間保存しなければならない。

(状況の報告)

第10条 市長は、この補助金の交付を受けたものに対し、当該事業の施行に関する報告をもとめ、もしくは必要な指示をし、又は関係職員をして随時必要な調査をさせることができる。

(返還)

第11条 この補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は補助金交付の決定の全部もしくは、一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部もしくは、一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に定めるところに違反したとき。
- (2) この要綱に基づく書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) その他不正行為があると認められるとき。

(書類の経由)

第12条 この要綱により補助金申請者が市長に提出する書類及び、市長から申請者に交付する書類については、当該集会所の区域を所管する福祉事務所を経由するものとする。

付則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成8年4月1日から施行する。

第1号様式

老人集会所補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

団体名.....

代表者名.....印

住 所.....

電 話 ().....

平成 年度老人集会所補助金として、次の金額を交付くださるよう関係書類を添えて申請します。

費 目	金 額	内 訳
運営費	金 円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 4,000円×カ月 =円
設置費	金 円	新たに設置された場合 1ヶ所 30,000円

	開所予定日	利用予定人員	行事・活動等
4月	・ ・		
5月	・ ・		
6月	・ ・		
7月	・ ・		
8月	・ ・		
9月	・ ・		
10月	・ ・		
11月	・ ・		
12月	・ ・		
1月	・ ・		
2月	・ ・		
3月	・ ・		
合計			

【支出の部】

科 目	金 額	説 明
会 場 借 上 料		
光 熱 水 費		
消 耗 品 費		
図 書 新 聞 等 購 入 費		
通 信 運 搬 費		
備 品 購 入 費		
合 計		

第4号様式

老人集会所設置（運営）事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____ 印

代 表 者 住 所 _____

代 表 者 電 話 _____

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた
老人集会所設置（運営）費補助金に係る老人集会所設置（運営）を次のとおり変
更（中止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

	事業内容	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
変更（中止・廃止）の内容			
変更（中止・廃止）の理由			

老人集会所利用状況

	開所した日数	利用した人数	行事・活動等
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計	日間	人	

第6号様式

平成 年度 老人 集 会 所 決 算 書

平成 年 月 日

収入総額 _____

団 体 名 _____

支出総額 _____

差引残額 _____

代 表 者 名 _____ 印

【収入の部】 残 額 円については、翌年度に繰越します。

科 目		予 算 額	収 入 済 額	未 収 入 済 額	説 明
補 助 金	運 営 費				
	設 置 費				
合 計					

【支出の部】

科 目	予 算 額	支 出 済 額	未 支 出 済 額	説 明
会場借上料				
光熱水費				
消耗品費				
新聞等購入費				
通信運搬費				
備品購入費				
合 計				